

柔道整復師による施術を受けるとき

整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受けるときは、保険給付の対象範囲が定められています。どのような場合に保険証が使用できるか正しく理解し、適切な受診にご協力をお願いいたします。

◇保険給付の対象となる範囲

○ 保険証が使える場合	✕ 保険証が使えない場合
<p>医師や柔道整復師の診断又は判断により、外傷性が明らかな原因による</p> <ul style="list-style-type: none">・骨折 ・脱臼 ・打撲・捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。） <p>の施術を受けた場合、保険給付の対象となります。</p> <p>※骨折及び脱臼については、応急手当は保険適用となります。それ以後の保険適用の施術は医師の同意を得ることが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none">・疲労性、慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労・慰安目的のあん摩・マッサージ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷の施術 <p>※保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中のときは施術を受けても保険給付の対象となりません。ただし、医療機関より相談・指示を受けながらの施術、対診は保険適用となります。</p>

◇治療を受けるときの注意

- 負傷原因は正確に伝えましょう。
どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。
- 柔道整復師の施術に係る療養費について
療養費は、本来費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける償還払が原則ですが、柔道整復師の施術を受けた方については保険証の負担割合に応じた自己負担額を柔道整復師へ支払い、柔道整復師が代わりに残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。
「受領委任」の場合は、柔道整復師が施術を受けた方に代わり保険請求を行うため、療養費支給申請書に署名をいただくことが必要となります。
- 領収証は必ず受取り、内容を確認しましょう。

(申込み・お問合せ)

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 駅前庁舎
青森市役所 国保医療年金課 国保給付チーム
TEL 017-734-5343(直通)